

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

PH廃水焼却炉

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の6関係

技術上の基準	計画内容
I 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析及び計量を行うこと。	廃液は性状が確認されたものを連続的に受入、性状が変更になる場合は分析を実施します。廃液貯液タンク液面が一定の範囲内に入るよう処理能力を超えない範囲で廃液処理量を調整します。
II 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	廃液処理量の調整は、処理能力を超えない範囲で処理用バーナの増減にておこない、流量はDCS(ディストリビューテッド「分散型」コントロールシステム)にて連続的に監視します。
III 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	緊急時はインターロック装置作動にて、燃料・廃液は遮断され焼却炉は安全に停止します。焼却炉の床はコンクリートで覆い、浸透しない構造とし、排水はpH計等の排水管理用計器を設け監視します。又、装置周辺を定期的にパトロールし、漏洩等異常時は、直ちに漏洩防止措置及び回収作業等を実施します。
IV 施設の正常な機能を維持するため、定期的 に施設の点検及び機能検査を行うこと。	日常パトロールにより、施設が正常に作動していることを確認し、その結果を記録します。又、毎年定期点検整備を実施します。
V 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃液はタンクに貯液され、ポンプにて昇圧し、配管で焼却炉に送入しますので、飛散、悪臭等の発生はありません。
VI 蚊、はえ等の発生の防止に努め構内の清潔を保持すること。	周辺の通路・建屋・装置の床等は清掃により、清潔に保ち、蚊、はえ等の発生を防止します。
VII 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	施設に騒音の発生及び振動防止装置は設置しておりませんが、市街地までの距離は500m以上離れており、周囲の生活環境を損なうことはありません
VIII 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすると共に、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	排水はph調整及び凝集沈殿処理され放流される・排水処理場にCOD・窒素・りん・濁度の自動分析計が設置され常時監視されている。
IX 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	焼却炉操業状況及び廃棄物焼却炉維持管理記録を作成し3年間保存します。

2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7関係

技術上の基準		計 画 内 容
I	ビット・クレーン方式によって燃焼室に廃棄物を投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること。	廃液焼却処理設備のため当項目は該当しません。
II	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に行うこと。但し、ガス化燃焼方式の焼却施設及び処理能力が2t/時間未満の焼却施設を除く。	廃液タンクから連続的にポンプにて昇圧し、配管により焼却施設へ移送、専用バーナにより一定量を供給しますので、外気と接触することはありません。尚、焼却量の増減は専用バーナの増減により調整し、流量計により監視します。
III	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。	焼却炉は適正に運転され、燃殻・ダストは定期的に産業廃棄物として外部委託処理されている。(中間処理後セメント原料化)
IV	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を速やかに上昇させること。	運転開始は灯油を燃料として、500℃まで昇温し、その後、燃料油に切替、800℃まで約4時間で昇温します。炉内温度800℃以上に昇温後、安定すれば廃液処理を開始します。
V	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。	焼却炉停止時は、先ず廃液供給を停止し、処理完了後に燃料を停止し、運転を停止します。
VI	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	炉内温度計にて、連続的に測定し、DCSに表示し、電子媒体で記録します。
VII	集塵器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集塵機内で、燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	冷却装置は設置しておりませんが、排ガス熱回収により、集塵機入口温度をおおむね200℃で管理します。
VIII	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集塵機入口温度計にて連続的に測定し、DCSに表示、電子媒体で記録します。
IX	冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんを除去すること。	電気集塵機にて捕集されたばいじん(主に炭酸ソーダ)を水で連続的に溶解し中和処理します。
X	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下となるように廃棄物を焼却すること。 (酸素濃度12%)	十分な燃焼用空気を供給することで、完全燃焼させ、排ガス中の一酸化炭素濃度を100ppm以下で管理します。
i	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	一酸化炭素測定装置にて連続的に測定し、DCSに表示、電子媒体で記録します。
ii	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるように廃棄物を焼却	炉内温度800℃以上で完全燃焼し、集塵機入口温度おおむね200℃以下で管理しますので、排ガス中のダイオキシン濃度は極僅か検出され
iii	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はば	ダイオキシン類は年1回、ばい煙濃度(硫黄酸化物・ばいじん・塩化水素及び窒素酸化物)は

技術上の基準		計 画 内 容
	い煙濃度を6ヶ月に1回以上測定し、かつ記録すること。(ばい煙関係の項目:硫黄酸化物・ばいじん・塩化水素及び窒素酸化物)	2ヶ月に1回測定し、濃度を確認し記録します。
iv	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	焼却炉及び排ガス処理設備を適正に運転、維持管理し、定期的に排ガス中のダイオキシン類、ばい煙濃度等の測定をおこない、規制値内であることを確認することにより、住民の生活環境保全上、問題を生じません。
v	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	排ガス中に含まれるばいじん(主に炭酸ソーダ)は、電気集塵機で捕集し、連続的に水で溶解、中和処理します。 装置停止時に煤塵が若干発生、産業廃棄物として処理。
vi	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は、焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	水で溶解したばいじん(主に炭酸ソーダ)を中和処理する施設は、攪拌機にて均一混合処理しています。 装置停止時に煤塵が若干発生、産業廃棄物として処理。
vii	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずると共に、消火器その他の消火設備を備えること。	火気の取扱いに等に関しては、所内規則により厳しく制限(定められていて)しています。 当設備も炉内を除き、火気使用は禁止しており、消火器も消防法に従い設置しています。
viii	燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと。	廃棄物焼却時は出口酸素濃度等を適正に管理し、燃焼用空気及び燃料調節により、炉内温度を800℃以上に保ちます。
ix	廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずると共に、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	焼却炉の床はコンクリートで覆い、浸透しない構造としています。 ・燃料タンクには防液堤があり、周辺溝も遮断可能。

3) 大阪府廃棄物焼却炉に係わる指導指針関係

維持管理基準		計 画 内 容
I	焼却炉の維持管理に関する技術上の業務を担当する管理者を選任し、焼却炉の運転中は常駐させること。	焼却炉は24時間運転となっており、経験豊かで運転技術も確かな、各方交代責任者(班長)を焼却炉の維持管理に関する技術上の業務を担当する管理者に選任し、焼却炉の運転中は常駐します。
II	焼却炉の運転マニュアルを作成し、これに基づき焼却炉の適正な運転及び定期的な保守・点検を行うこと。またそれらの状況を記録し、3年間保存すること。	作成した運転マニュアルに基づき、焼却炉の適正な運転、維持管理を行っています。又、運転マニュアルは定期的に見直しています。 日々の保守・点検の実施(現場パトロール等)及び毎年、定期点検、補修を実施し、より確かな整備をおこないます。 運転・保守・点検記録作成して、3年間保存します。